# 世田谷区子ども・青少年協議会について

#### 1. 法的位置付け

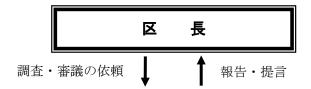
地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)の規定に基づき、世田谷区子ども・ 青少年協議会条例により設置された区長の附属機関となります。

詳細は、資料2「世田谷区子ども・青少年協議会 関係条例・規則」をご参照ください。

## 2. 委員の任期

原則として2年となります。(令和5年6月1日から令和7年5月31日まで) ※行政庁職員等の委員におきまして、人事異動等による委員変更があった場合には、前任者の残任期間を任期とさせていただきます。

#### 3. 子ども・青少年協議会の体系図



#### 子ども・青少年協議会 (区長の附属機関)

- 区議会議員 ・学識経験者 ・専門委員
- ・区民委員(青少年委員会、青少年地区委員会、区立小 PTA 連合協議会、区立中 PTA 連合協議会、 主任児童委員、公募区民)
- ・行政庁 (児童相談所、公共職業安定所、東京保護観察所、世田谷少年センター)

**↑** 具体作業、検討

# 子ども・青少年協議会 小委員会 <条例施行規則第3条>

会長が指名する委員(および専門委員)で構成し、専門的事項を調査審議します。

## 4. その他

検討事項等の必要に応じ、オブザーバーとして外部から講師を招聘し、小委員会等での調査審議の参考とすることがあります。